

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

山川	<p>【Question 1】</p> <p>日本企業におけるインドの重要性が高まっています。それに伴って、日本の税務当局もインド税務当局との関係を重視していますが、インドの税務当局側の日本との交渉（相互協議・APA）に対するスタンス・考え方はどうでしょうか？</p>
ソバン	<p>【Question 1】</p> <ul style="list-style-type: none">● 山川さん、ありがとうございます。私の考えでは、インドと日本の相互協議担当の関係は非常に良いと考えています。日本は、インドにおける BAPA や MAP の申請件数で 3 番目に多い相手国です。先ほどもコメントさせて頂きましたが、これまでも良い関係を築いてきており、実際に、日印間では、多くの MAP 案件を効率的に適切な形で処理してきたということで、OECD から認定されています。このことは、まさに両国が積み重ねてきた努力を表していると考えます。● また、インド税務当局は、これまでに締結された、又は締結されようとしている MAP や APA の数などから、今後の協議や交渉についても、とても前向きな見方をしています。私自身も両国関係の今後のさらなる改善を信じています。● COVID 前は、税務当局間では、年間 3 回から 4 回協議を行ってきました。ただ、過去 2 年間の進捗はあまりよくなかったです。今後は、両国の税務当局間でも、以前のように年に 2 回から 3 回程度の協議を行うのではないかと見込んでいます。
山川	<p>【Question 2】</p> <p>インドにおいては、地方によって移転価格の執行状況に違いはありますか？</p>
ソバン	<p>【Question 2】</p> <ul style="list-style-type: none">● インドでは、移転価格は国の法令で定められており、一つの法律に基づいています。従って、地方固有の法令等はありません。また、インドの所得税法の執行においても、中央で執行が行われていることから、地方の関与はありません。所得税法は、所得税局の Central Board of Direct Taxes（以下 CDBT）のガイダンスの下で執行が行われています。● ただ、一点指摘しておきたい点としては、移転価格の調査官は、インド全国に配置されています。そして、場合によって十分なトレーニングを受けていないといった理由や、移転価格にかかる特定の論点について、CDBT のガイドラインが普及しきれてない等の理由によって、地域差が生じることがあります。ただし、これらの地域差は、法令の違いを背景としたものではなく、調査担当者の案件に対する解釈の違いであると言えます。● たとえば、ある日本企業がインドに二つの子会社を有しているとします。1 社はデリーで、もう一社、

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>ムンバイ。デリーの移転価格調査官とムンバイの移転価格調査官は、同じロイヤルティについても違った見方をする可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none">● これらの違いは、法令や運用によった違いではなく、移転価格の執行に携わる調査官に対するガイドラインがそれほど厳密なものではないという点に加え、調査官は自らの解釈によって、自らが適切と考える方判断に基づくことができるが故に生じうる、調査官レベルでの違いといえます。このため、同じような取引であっても、異なる結果となるようなケースが生じえますが、インド政府も同様の取引については、同様の結果となるように各種の取り組みを行っています。
山川	<p>【Question 3】</p> <p>インドの税務当局は、日本企業の進出形態を(米国系との比較でも結構ですが)、一般的にどう評価され、どのような調査、課税がなされるでしょうか。また、移転価格調査対応の要諦はなんでしょうか。</p>
ソバン	<p>【Question 3】</p> <ul style="list-style-type: none">● インドの税務当局は、日系企業に対して何か特別な見方などを行っている訳ではないと思います。多くの外国資本の企業がインドで事業を行っており、それらの会社全てが移転価格調査の対象になります。移転価格調査官も、特段、日系企業に対して、特殊な見方を行っている訳ではありません。● ただ、一点、指摘しておきたい点としては、日系企業はインドで製造を行っていることが多く、例えば、自動車や重工業その周辺の分野の企業が多いと言えます。一方で、欧米企業については、最も顕著な事業としては、サービスプロバイダーだと言えます。これらの違いは、移転価格の観点からは、インドの移転価格調査における、日系企業と非日系企業に対する調査官のアプローチの違いに現れると考えています。● また、日系企業固有のポイントとしては、総合商社の存在があります。かつて、インドの移転価格調査官は、総合商社の事業モデルの理解ができず、巨額の移転価格課税を行った経緯があり、日系企業にとって、厳しい歴史だったと言えます。● その後 2012 年に APA が導入されました。最初の BAPA の合意事例は、日印間の総合商社の BAPA であり、APA では、日印の税務当局が協力的な環境の下で協議・合意を行い、納税者も移転価格リスクの低減策として活用しています。● これまで総合商社のみならず製造業が直面する多くの移転価格上の問題が、APA を通じて解決されてきました。よって、仮に、インドの移転価格調査等に悩んでいる企業があれば、前向きに検討するのが良いと考えます。● なお、税務調査への備えという観点では、2つのことに留意しておくべきと考えます。第一点目

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>は、グローバルポリシーを有しておくことです。インドで事業を行う多国籍企業が、色々な国で税務調査等を耐え抜いてきたグローバルの移転価格ポリシーを有しており、インドの子会社もそのポリシーに従って事業を行っている場合には、少なくとも租税裁判において有効であり、調査の現場でも税務調査官をも説得できる可能性は高いと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">● もう一つの点としては、包括的な移転価格文書を用意しておくことです。その理由としては、インドの移転価格調査官は、税務調査などにおいて、これらの文書を重要視することによります。仮に調査官が、移転価格文書について適切ではないと考え、また、適切な文書化が行われず取引が行われていると判断した場合には、移転価格課税を受ける可能性を高めることになります。● 私からのアドバイスとしては、繰り返しになりますが、強固なグローバルの移転価格ポリシーに従うと共に、十分な移転価格文書を有しておくことであり、これらのポイントが、今後厳しくなると予想されるインドの移転価格調査を乗り越えるための秘訣であると考えます。
山川	<p>【Question 4】</p> <p>赤字の製造業をどう見えていますか。特にコロナ禍の影響をどのように評価しますか。また、進出時、工場の再稼働時、モデルチェンジ時などのスタートアップへの考慮はありますか。さらに、少し視点は異なりますが、昨今の中国のような、企業情報をシステムで管理し、LF の品質の格付けを行うといったことや、当局から見たリスクプロファイルに基づいて調査選定を行うとしています。このような行政的手法がとられることはあるのでしょうか。</p>
ソバン	<p>【Question 4】</p> <ul style="list-style-type: none">● 過去から伝統的に、インドの移転価格調査官及び税務当局は、納税者の損失について、厳しい見方をしてきています。製造企業その他の事業者が、インドで損失を計上している場合、多くのケースで移転価格課税を受けてきました。これらのケースの多くは、裁判に持ち込まれています。● 所謂スタートアップについて、稀に税務調査官が、その状況や要因を考慮に入れてくれるケースもありますが、多くのケースでは厳しい見方をされ、移転価格課税を受けることになります。● COVID による損失については、インド政府から正式な取り扱いに関するガイドライン等は公表されていません。ただ、CBDT や税務調査官等からの情報によると、リスクが限定的な事業を行っている企業については、損失の計上等は認めないが、市場に向き合っているインド国内または海外に製品を売っているなど、事業リスクを取っている企業等については、たとえば COVID の影響による工場の閉鎖等によって生じた損失については、CBDT は、(特に APA がある場合) それほど極端に厳しい対応をすることは無いと考えられています。● COVID の影響を考慮にいれ、COVID ディスカウントまたは COVID 免除的な対応も期待できる

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>可能性もあり、たとえば、日本の親会社が、ロイヤルティを受領しているケースでは、インドの子会社が COVID の影響による損失を生じた場合等でも、その損失は移転価格上の問題ではなく、COVID の蔓延とそれによる工場の閉鎖等が原因であることから、完全にロイヤルティを否定するのではないといったことも期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 次に税務調査対象の選定については、以前は、一定の規模の国際取引を行っている企業は、自動的に移転価格調査の対象とされてきましたが、インドでも、中国のように、リスクアセスメント手続きを導入してきています。具体的には、マスターファイルや、監査報告書等、納税申告書と共に提出された情報をベースとして、一定のアルゴリズムに基づき、移転価格調査の対象法人が選定されることとなります。● ただ、中国と異なる点としては、インドには、自主的な修正を促すような手続きが無い点です。すなわち、インドでは、リスクが高い納税者が選定された場合には、その後の移転価格調査の対象として選定されることになり、調査官は、更正を行うか否かの判断を行うこととなります（仮に更正を受けた場合には、MAP や国内の訴訟手続き等に進んでいきます）。
山川	<p>【Question 5】</p> <p>インドはセーフハーバーがあり、きめ細やかに比較的高いコストマークアップ率が規定されています。欧米企業も含めまして、活用の現状はどうでしょうか。また、どんなところに活用価値があるとお考えでしょうか。</p>
ソバン	<p>【Question 5】</p> <ul style="list-style-type: none">● インドでは、セーフハーバールールは、APA と同じ時期に導入され、導入当初は、色々と期待を集めていました。当初、7 から 8 種類の取引の類型に応じて利益率が定められていましたが、CBDT によって公表されたそれらの利益率は高めの水準にあったため、それが故に、あまり活用されませんでした。初年度には、35 件の申請しかなかったことを記憶しています。● その後、CBDT は、利益率の水準を大幅に引き下げました。例えば、ソフトウェアの開発にかかるサービスについては、当初 22 パーセントだったものを売上の水準によって 17・18 パーセントに引き下げました。ただ、その引き下げた後の水準でも高めの水準と言え、納税者はセーフハーバーより APA を選択する傾向にあります。● もう一つ、セーフハーバーが活用されない理由としては、セーフハーバーの適用期間について当初は 3 年または 5 年だったものの、適用期間が徐々に短縮され、現状では毎年更新を行う必要があります。このような規定だと、納税者としても使い難い規定と考えざるを得ないと思います。
山川	<p>【Question 6】</p>

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>インドでは、親会社に法人税の申告を求められることがあると聞きます。ただ、これは PE 認定に基づくものではないと理解しています。これはどんな根拠とロジックに基づくものでしょうか。また、欧米企業も含めて実際のどの程度申告されているものでしょうか。</p>
ソバン	<p>【Question 6】</p> <ul style="list-style-type: none">● インドでは、以前は、海外に所在する企業がインドに PE を有していなくても、ロイヤルティ等を受領している場合には、インドにおいて法人税の申告書を提出する必要がありました。その後、この法令は改定され、海外に所在する企業がインドに PE を保有しておらず、且つ、インドからロイヤルティ等一定の対価を受領しているだけの場合については、インドで法人税申告をする義務を撤廃しました。● ただ、例えば日本の親会社が、子会社からロイヤルティの受領や技術役務の提供対価を受領する場合には、国内法及び日本とインドの租税条約によって、源泉税が課税されることになります。つまり、仮に、日本の親会社が受け取る対価について、例えば源泉税が課されるべきではないと考えた時においては、その納税者は、源泉税の還付を求めために、インド政府に対して申告をすることになります。● もし、日本の親会社が、自社が支払った源泉税について問題無いと考える場合には、その親会社は、インド政府に対して申告をする必要はありません。これは、源泉税が課税された段階で、必要な記録と納税が行われたことになるためです。● ただ、一つ問題があります。それは、上記のように、源泉税にかかる法令では、申告不要と定めている一方で、移転価格税制では、ロイヤルティのみを受領した日本の親会社についても、たとえ源泉税の還付等を求めない場合であっても、移転価格にかかる監査報告書(3CEB)、移転価格文書(及び申告書)を提出する必要があるとされている点です。このことは、同じ国内の法令の間で、一方では申告義務を緩和した一方で、もう一方では、海外の企業にも申告を求めているという点で、矛盾があることを示しています。● この点については、既にインド政府と CBDT は理解していることから、将来的にこの矛盾が解消されることを期待したいです。
山川	<p>【Question 7】</p> <p>日本の税務当局担当者は、インドにおいて協議前事前審査に時間がかかる事案があるといいます。ここは、どのように見えていますか。</p>
ソバン	<p>【Question 7】</p>

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<ul style="list-style-type: none">● 質問の点は、日本の税当局のコメントの通りだと思います。長い間、MAP のケースにおいて、インド政府は自らのポジションを準備するのに、非常に長い時間が掛かっています。それは、BAPA の場合でも同様です。● ただ、この点については、インドの税務当局の担当を責められないと考えます。それは、この遅れの原因が、APA や MAP として申請される件数の多さであり、かつ、これらのケースの担当者の数が少ないことが挙げられるためです。例えば、日印間のケースの場合には、1 人の担当の下に 3 人の補佐が居るだけで、彼らはすべての APA と MAP、さらに移転価格以外の論点についても日本と交渉しなければなりません。1 人で 20 件、30 件、場合によっては 40 件のケースについて、その内容を理解してインド政府のポジションを考えなければいけないという点を想像すると、どうしても時間が掛かってしまうことを分かっていただけだと思います。● 日本政府のコメントも理解できるものの、現状を改善するための唯一の解決案は、インド政府が、人材やリソースが必要であることを理解して、多くの担当者を案件の対応に当たらせるしかないと考えます。ご存知のように、OECD では、MAP の交渉期間について 24 か月の目標を定めており、達成状況にかかるピアレビューも行われています。インド政府は、平均的な MAP の交渉期間の短縮に成功してきましたが、ただ 24 か月には至っておらず、この目標の達成には、人員の増強しかないと考えます。● 以上、まとめると、インド政府において、MAP や APA 件数の大幅な増加に見合った、人員、リソースとなっていない点が根本的な要因であると言えます。
山川	<p>【Question 8】</p> <p>インドでは、APA 申請後でも移転価格調査が入ると聞いています。ここでの調査はどのような位置付けと整理されていますか。普通の移転価格調査とは違うものでしょうか。どれくらいの頻度で入りますか。APA を申請しても調査が入るのであれば、APA を申請するメリットはなんでしょうか。また、この調査では、APA で提出した資料が使用されてしまうのでしょうか。</p>
ソバン	<p>【Question 8】</p> <ul style="list-style-type: none">● これはとても興味深い質問だと思います。まず、最初にコメントさせて頂くと、インドの税法では、APA の申請がなされても、移転価格税制の他の規定は、引き続き適用されることになっています。よって、APA を申請した納税者であっても、移転価格調査を受けることもあります。つまり、移転価格調査は APA の申請によって影響を受けないと言え、仮に、移転価格調査の対象となった場合、APA の申請が無い場合と同じように移転価格課税を受けることになり、APA 申請があるからといって特別な方法等はありません。

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<ul style="list-style-type: none">● この点で、APA を申請しても移転価格調査を受ける可能性があるとする、APA を申請するメリットは？というのは、至極もったいな質問だと考えます。インドの移転価格調査は、毎年行われますが、調査官は、リスク評価を行った上で調査対象を選定し、実際の移転価格調査を経て、移転価格の更正を行います。このプロセスにおいて、APA は何の関連も持ちません。● ただ、覚えておいて頂きたい点としては、法令上では、一旦 APA が締結された場合には、納税者は、その APA の対象年度について、APA の合意内容に沿って修正申告ができると規定されている点です。例えば、インドの子会社が 100 の所得を申告していたものの、インドの移転価格調査官が、200 の所得なるべきとして更正を行ったとします。一方で、APA では、最終的に 120 の所得が合意されたとする、税務調査官の更正の内容にかかわらず、納税者は、APA の合意条件である 120 で修正申告をすることができ、この 120 が最終的な所得として認められます。● つまり、一旦 APA が合意されると、対象年度に対する移転価格の更正は無効となり、APA の合意条件が優先されることになるという点です。納税者は、APA の合意条件に基づき修正申告を行い、その修正申告書が当初申告を置き換えることになります。● 一つの考え方として、最初から調査が行われない方が良いと言えますが、インドではそのような仕組みになっておらず、APA が合意された後で、そのメリットを享受できるような仕組みになっていると言えます。● 最後の質問であるファイウォール（APA 担当部門と調査担当部門との間の情報の遮断）についてですが、インドには、APA 担当部門と移転価格調査部門との間のファイヤウォールは、法令で定められていません。ただ、自分は、長年にわたり APA チームに所属していましたが、移転価格調査部門と APA 審査部門は、それぞれ情報の秘匿性を十分に理解しており、実際にそれぞれの部門に対しては、どんなことがあっても、情報の秘匿性は尊重すべきということが伝えられていました。従って、納税者が APA 審査部門に提出したいかなる情報も、移転価格調査チームに渡されることは無いと言えます。● 正式なファイヤウォールは、設けられていない背景としては、CBDT は、APA 審査チームに提供できて、移転価格調査チームに提出できない資料があるはずがないため、ファイヤウォールなんて必要ない、という考えであることによります。● ただ、そういった状況であっても、コメントしたように、実務では、きわめて厳格に秘匿情報の管理を行っており、APA 審査チームから移転価格調査チームに、情報が共有されたことはありません。
山川	<p>【Question 9】 インドでは、レンジのメディアンが下限という問題はないとの理解ですが、正しいでしょうか。累積年度検証合意は可能でしょうか。また、TNMM の実行のために変動ロイヤルティは認められますか。</p>

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

ソバン	<p>【Question 9】</p> <ul style="list-style-type: none">● はい、インドでは、レンジの考え方が導入されており、中国とは異なり、納税者は、レンジの中に利益率があれば良いとされ、仮に中央値以下であっても下限値以上である限りは、特に中央値以上を目指し、その水準で申告・納税する必要はありません。その意味で中国とは異なると言えます。● 一方で、インド固有の点としては、レンジの考え方が異なる点にあります。多くの国では、レンジの考え方は、四分位の考え方に基づいていて、利益率がレンジ全体の 25%から 75%の水準にあれば独立企業間であるとされています。このレンジが、インドでは狭くなっており、その背景としては、インドでは、比較対象企業の四分位レンジを作るために十分なデータの収集が困難であると考えられていることによります。このため、35%から 65%のレンジと 30%の幅となっており、四分位範囲(50%の幅)より狭いレンジとなっています。● インドでは、納税者の実績が、仮にレンジの下限である 35%の水準にあったとしても、それは、独立企業間であったとされ、中央値までの調整が求められるとはありません。その意味でレンジの考え方が認められていると言えます。● 次に累積検証については、インドでは、税にかかる更正は年度ごとに行われており、複数年度を対象とした調査は行われておらず、この考え方は APA であっても同様で、仮に 5 年間の APA を申請した場合でも、累積検証を認めるような規定はありません。¹● インド政府は、累積検証を認めると、納税者の実績が年によって大きくブレることになると考えており、それを避けるために単年度での検証を要求しています。これは、APA でも同様であり、例えばコストプラス 5%とされた場合、納税者は、毎年コストプラス 5%の実績を残すことが求められます。● また、変動ロイヤルティについては、そもそも、インドでは、ロイヤルティを対象として多くの訴訟が起きています。これは、インドでは、ロイヤルティの支払いは税源浸食的な支払いだと考えられていて、移転価格の調査官が非常に攻撃的なスタンスを取ることが背景にあります。● 一方で、APA では、APA 審査部門は、合理的なポジションを取ることが多く、変動ロイヤルティは、税務調査では、認められたことが無いものの、APA では認められたことがあります。これら APA のうち、最初の大きな案件は英国との APA のケースです。● これら変動ロイヤルティが認められるケースは、インドの子会社が十分な利益を計上している場合において、本社に対して合理的な利益の取り分を支払うという場合の調整として用いられるようなケ
-----	---

¹ 訳者注：この部分について、ウェビナー中の山川からのコメントでは、ケースによって累積年度検証が認められるような解説としていましたが、ここでの記載のように、実態として累積年度検証が認められるケースは（ほとんど）無いというのが現状とのことです。

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>ースになります。従って、日本企業のインド子会社が、好調な実績を残しているような場合には、変動ロイヤリティが、APA 審査部門によって認められる可能性は十分にあると考えます。</p>
山川	<p>【Question 10】 インド子会社を検証する移転価格課税にあつて、例えば、日本からと輸入取引とシンガポールからの輸入取引が並行する場合があります。相互協議では、日本との取引のみしか協議の対象とされません。更正で、日本との取引を、特定してもらう方策はありますか。それ以外の取引に係る課税を取消訴訟で扱う効率的な方策はありますか。</p>
ソバン	<p>【Question 10】</p> <ul style="list-style-type: none">● この質問は非常に興味深い質問だと考えます。仮に、日本の税務当局が、シンガポールとの取引は、シンガポールの法人が実質的にパススルーであるという背景から、直接的な日印間取引のみならず、シンガポールとの間の取引についても間接的な日印取引として MAP での交渉を受け入れた場合には、インド法人のすべての取引がカバーされることになり、この問題は解決します。ただ、（更正通知書に記載された移転価格課税が、全て日本取引に起因するとして明記されていない時は）日本の税務当局が受け入れない理由は十分に理解でき、インド政府であっても、日本との取引ではないという点で、協議を受け入れないと考えます。● 移転価格調査官は、移転価格の更正を行う際に、更正通知書のどこかで、いずれの取引を課税の対象としているのかを明確にすると思われるため、対象取引が不明というケースは考えにくいです。問題は、日本とインドの両国の政府は、両国間の直接の取引のみを対象として相互協議を行い、シンガポールとインドの取引を協議の対象としない点にあります。²● では、これらの問題をどのように解決するか、であります。仮に、インドと日本政府が、相互協議で合意に達したとします。その場合の選択肢としては、（仮に日本取引とシンガポール取引が同様の取引である場合には）インド子会社がその MAP の結果を持って、国内の訴訟に行くことです。つまり、裁判なりの手続きにおいて、納税者の方から、インドと日本の相互協議が合意し受け入れた点を提示し、インドとシンガポールの取引についても取引が類似しているため、MAP の結果が独立企業間価格となる点を示した上で、MAP の結果をベースに判断してほしい旨を伝えること

² 訳者注：背景としては、前述のように移転価格課税の対象は更正通知書内で明確にされているものの、移転価格調査の際に十分な議論がなされていないケースや、総て日本取引に起因するという議論を行ったとしても必ずしも税務当局に認められる訳ではないことから、そのような場合には、日印の直接的な取引のみが課税の対象として示されることも想定されます。日印の MAP 担当部門は、インド側の更正通知書に記載された課税の内容を協議のベースとすることから、明記された課税の対象取引を超えて、例えばシンガポール取引を日印間の協議の対象とすることは難しいと考えられます。

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>であります。</p> <ul style="list-style-type: none">● 実際に、インドの租税裁判所において、納税者から MAP の結果を受け入れて欲しい旨の主張がなされるケースは多数あり、もちろん、例外はありますが、概ね 90%以上のケースで、MAP での合意条件に基づいて、裁判所が同様の判断をしていると考えます。● もう一つの選択肢としては、シンガポールとの間で相互協議を申請することです。インド政府としては、日本政府と合意しているのであれば、同様にシンガポール政府を説得できる可能性があるということですが。● 要約すると、このようなケースでは 2 つの選択肢があると考えます。一つ目は、国内の訴訟で MAP の結果を参照してもらうことを依頼する選択肢と、シンガポールとの間の相互協議を申し立てる選択肢になります。
山川	<p>【Question 11】</p> <p>訴訟と相互協議の究極の選択の問題です。いずれか一つを選ぶ絶対的な尺度はなく、双方活用の戦略が基本かと承知しています。それが実態かと思いますが、こういう場合には、MAP 優先、MAP に重きを置いてよいというような考え方がありましたら、ご教示いただけますか。</p>
ソバン	<p>【Question 11】</p> <ul style="list-style-type: none">● 納税者には、国内訴訟とするか、または MAP とするかの両方の選択肢がありますが、非常に難しい選択になります。コメントを頂いたように、両方の選択肢にメリットとデメリットがあります。● 経験的には、インドにおける PE の存在が論点となるようなケースについては、インドの税務当局は、インドに PE が存在しないということを認める可能性が低いため MAP での解決が難しいものの、国内訴訟では、多くのケースで納税者の PE が存在しないという主張が認められてきており、納税者が救済されてきた経緯があります。● 従って、自分の推奨としては、PE の存在の有無が論点 (PE への帰属所得ではなく) となっているケースでは、国内訴訟が納税者にとって有利な結果をもたらす可能性があると考えられ、それ以外のすべてのケースについては、MAP の方が良いと考えています。ご存知のように、国内の訴訟は最終的な決着には 10 年単位の時間がかかる一方で、MAP は、最長でも 3 年程度というより短期間で解決されます。● 結論としては、PE の存在が争点となっている場合には国内訴訟で、それ以外のケースでは、MAP を申請するのが良いと考えます。
山川	<p>【Question 12】</p>

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>日本の税務当局は、PE 課税を MAP で議論した経験はありますが、合意は困難として最近では MAP の俎上に上げない実務です。PE の有無については、訴訟でも MAP でも難しいですが、欧米企業の中には少数ですが、所得水準、所得のアロケーションのみを合意した例があると聞いています。ただ、その後も調査で PE 認定する実務であるようですが、どういうメリットがあって、日本企業への示唆は何になりますか。</p>
ソバン	<p>【Question 12】</p> <ul style="list-style-type: none">● このご質問はある意味で、11 の延長だと考えます。つまり、PE のケース（特に PE の有無について）は、MAP での解決が難しいため国内訴訟に訴えることが良いと考えています。● ただ、完全な解決ではなく、ある意味でユニークな解決方法であるものの、PE のケースが MAP で解決された事例もありました。ただ、そのケースは、米国や英国とのケースであり、日本との間のケースではありません。● これらのケースでは、両国の税務当局は、PE の存在については合意しておりません。つまり、不合意であることに合意しています。ただ、両国の税務当局は、この点を飛ばして、追加でどの程度の所得についてインドで課税するかについて合意しています。この点で、非常にユニークな合意方法であり、頻繁に行われるものではないと言え、数えるほどのケースがあるだけです。● この方法は、両国政府が合意に至ろうとした努力の産物ではありますが、PE 自体の存在について合意していないという点で、問題が残ります。つまり、後続年度でも同様の課税が行われることです。このため、望ましい対応策としては、PE の存在については、国内の裁判で解決することになります。
山川	<p>【Question 13】</p> <p>AMP 課税について、最高裁の判決が間もなく出ると聞いています。いつ頃でしょうか？また、どのような判決が見込まれますでしょうか？AMP 課税について、欧米企業も日本企業も多くのケースで問題になっています。日本企業は対象取引を国際取引と認めて MAP とすることに躊躇していますが、欧米企業の中には、いわば実利をとって国際取引の認定をし、相互協議を申請しているケースもあると聞いています。欧米企業の意図はなんで、日本企業は日印協議への示唆はありますか。</p>
ソバン	<p>【Question 13】</p> <ul style="list-style-type: none">● 広告、マーケティング、宣伝費用（AMP 費用）を、多国籍企業の子会社で支出しているケースの訴訟がインドで相次いでいます。これらのケースは、ご存知のように、最高裁まで行っています。最高裁では、既に関係者からのヒアリングを終えており、今年中に判決が出されると見込まれてきま

2022年9月15日

デロイト インド事務所 / デロイトトーマツ税理士法人 共催 ウェビナー

日印間の事前確認制度(APA) / 相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁の Sobhan Kar と元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

第二部 パネルディスカッション (参考訳)

	<p>したが、まだ、出ていません。</p> <ul style="list-style-type: none">● 期待値としては、AMP 費用は、国際取引でないという判断となり、税務調査官の更正が覆されることが期待されていますが、本当のところは予想ができません。待つしかない状況にあります。仮に、納税者の主張を支持する結果となった場合には、全ての AMP 関連の訴訟案件が解決します。● MAP との関係で言うと、コメントがあったように、日系企業は、AMP 関連のケースについて、MAP を申請することはありませんでした。これは、AMP 費用を国際取引と認めることについて、消極的であるが故と考えます。● 一方で、米国や欧州企業のケースでは、MAP で扱っているケースも少なからず存在しています。これらのケースでも当初は、米国や欧州の税務当局が国際取引と認めなかったため、協議の進捗がありませんでした。多くの AMP のケースが MAP に持ち込まれたにも関わらず進展がない状況について、何等かの対応が必要と考え、2018 年にインド政府が、欧米の税務当局に対して働きかけを行いました。ただ、その大前提として、AMP 費用は国際取引であることを認めることにあり、自分は、その協議担当のチームに居ましたが、最終的に米国と英国の税務当局は、交渉を開始することを受け入れました。● その後、これまでの 4 年間でいくつかのケースの協議が行われたものの、1 件が英国との間で合意されただけで、米国や日本との間で合意された事例はないと理解しています。● 現状は最高裁の判決待ちの状況であるものの、仮に、納税者として積極的な対応をしたいと考えるのであれば、APA を申請するというのも一つの解決手段になると考えますが、この場合には、AMP 費用が国際取引であることを認める必要があるという点は、認識しておいて頂ければと思います。● まとめて、現状で納税者は、二つの選択肢があると言え、最初の選択肢は、最高裁の判決を待つものであり、もう一つは、積極的な対応策という点で、AMP 費用が国際取引であることを受け入れた上で APA を申請することになります。
--	--

以上